

# 役員・協議員候補者推薦要領内規

## (役員)

1. 総務部会長は、各理事に対し、会長1名、副会長3名、監事2名の候補者の推薦を依頼する。  
総務部会（会長、副会長を含む）は、推薦に基づき、学識、人格、所属、地域等を考慮し、適任者を理事会に推薦する。副会長候補者の内1名は大学・研究所から、1名は企業から選ばれることが望ましい。会長、総務担当副会長以外の副会長の任期は1年。
2. 各支部は、当該支部担当理事候補者1名を推薦する。
3. 前項以外に、以下に定める方法により、3支部より、原則として企業に所属する会員から、理事各1名を推薦する。  
3支部の決定にあたっては、前年度末における各支部の企業所属の正会員数の平方根（小数点以下第3位四捨五入）をその支部の指数とし、その指数と次に定めるスキップ指数累積値の和の多い順とする。  
各年度のスキップ指数は、その年度における各支部の指数値とし、本項の理事が選出されていない年度には、当該支部にスキップ指数を加算し、選出された年度にゼロとする。
4. 次々年度に伝熱シンポジウム開催予定の支部は、伝熱シンポジウム担当理事候補者を推薦する。任期は1年。
5. 会長、副会長、各部会は、理事候補者を推薦することができる。
6. 理事候補者は、総務部会（会長、副会長を含む）において調整の後、理事会に諮られる。
7. 監事候補者は、原則として関東支部所属の正会員から選出するものとし、総務部会（会長、副会長を含む）において調整の後、理事会に諮られる。
8. 会長候補者の推薦に当たっては、会長在職期間中は正会員（永年正会員を含む）であることを、推薦の要件とする。

## (協議員)

8. 各支部は、前年度末における各支部の正会員数の平方根に0.4を乗じた数を四捨五入した数の協議員候補者を推薦する。ただし、各支部の推薦数は、3名を下まわらないものとする。
9. 会長、副会長、各部会は、協議員候補者を推薦することができる。
10. 協議員候補者は、総務部会（会長、副会長を含む）において調整の後、理事会に諮られる。

## 付 則

1. 第3項のスキップ指数の加算は、平成4年度から開始する。

平成4年12月19日 理事会承認

平成5年5月28日 改訂

平成6年2月26日 改訂

平成12年12月02日 改訂

平成14年04月20日 改訂

平成23年12月3日 理事会承認 平成24年4月1日（公益社団法人日本伝熱学会登記日）施行